

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

遺族・重傷病・性犯罪被害支援金

支援内容	支援金の支給
支援概要	犯罪等に起因する経済的負担を軽減するため、支援金を支給します。
支給金額等	<p>○遺族支援金 … 30万円<sup>(※1)</sup></p> <p>○重傷病支援金 … 10万円</p> <p>○性犯罪被害支援金 … 10万円</p> <p>※1…当該犯罪被害により既に重傷病支援金の支給を受けている場合は、20万円を支給 「松戸市災害弔慰金支給条例」に基づく弔慰金の支給を受けている場合は、27万円を支給</p>
対象者	<p>○遺族支援金 犯罪<sup>(※2)</sup>により亡くなられた方の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）又は二親等以内の親族であるご遺族のうち、第1順位の方</p> <p>○重傷病支援金 犯罪<sup>(※2)</sup>により重傷病を負った犯罪被害者ご本人</p> <p>○性犯罪被害支援金 性犯罪<sup>(※3)</sup>の被害を受けた犯罪被害者ご本人</p> <p>※2…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く） ※3…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂罪</p>
対象要件	<p>○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること</p> <p>○申請を行う遺族又は犯罪被害者が当該犯罪発生時に松戸市内に居住していること</p> <p>○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること</p>
申請期限	<p>犯罪が行われた日から1年以内 （申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く）</p>
利用対象外	<p>○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合</p> <p>○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く）</p> <p>○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合</p> <p>○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合</p> <p>○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと認められる場合</p>

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

家事等費用

支援内容	家事等費用の助成
支援概要	犯罪被害により日常生活を営むことに支障が生じている犯罪被害者等がホームヘルプサービスを利用した場合、その費用を助成します。
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1時間当たり4,000円を上限</li> <li>○30分単位で利用可能</li> <li>○最大93時間まで利用可</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪<sup>(※1)</sup>により亡くなられた方のご遺族</li> <li>○犯罪<sup>(※1)</sup>により重傷病を負った犯罪被害者ご本人又はその家族</li> <li>○性犯罪<sup>(※2)</sup>の被害を受けた犯罪被害者ご本人又はその家族</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※1…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く）          ※2…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂罪</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること</li> <li>○申請者が申請時に松戸市内に居住していること</li> <li>○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること</li> <li>○ホームヘルプサービスを業とする事業者が派遣するサービスを利用すること</li> </ul>
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内 （申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く）
利用対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市が実施する犯罪被害者支援事業以外の制度によりホームヘルプサービスを利用した場合</li> <li>○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合</li> <li>○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く）</li> <li>○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合</li> <li>○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合</li> <li>○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと認められる場合</li> </ul>

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

一時保育・一時預かり費用

支援内容	一時保育・一時預かり費用の助成
支援概要	犯罪被害により監護する子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、その監護する児童のために一時保育又は一時預かりサービスを利用した場合、その費用を助成します。
助成金額等	○児童1人につき最大20回まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子 …1回当たり3,000円</li> <li>・小学校に就学中の子 …1回当たり3,600円</li> </ul>
対象者	○犯罪 <sup>(※1)</sup> により亡くなられた方のご遺族 ○犯罪 <sup>(※1)</sup> により重傷病を負った犯罪被害者ご本人又はその家族 ○性犯罪 <sup>(※2)</sup> の被害を受けた犯罪被害者ご本人又はその家族  ※1…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く） ※2…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂罪
対象要件	○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること ○申請者が申請時に松戸市内に居住していること ○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること ○一時保育及び一時預かりを業とする事業者により実施すること
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内 （申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く）
利用対象外	○市が実施する犯罪被害者支援事業以外の制度により一時保育及び一時預かりを利用した場合 ○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合 ○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く） ○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合 ○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合 ○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと思われる場合

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

配食サービス費用

支援内容	配食サービス費用の助成
支援概要	犯罪被害により健康の維持を図るための食事の用意が困難となった犯罪被害者等が、配食サービスを利用した場合、その費用を助成します。
助成金額等	○1人1回当たり1,000円を上限 ○1人最大30回まで
対象者	○犯罪 <sup>(※1)</sup> により亡くなられた方のご遺族 ○犯罪 <sup>(※1)</sup> により重傷病を負った犯罪被害者ご本人又はその家族 ○性犯罪 <sup>(※2)</sup> の被害を受けた犯罪被害者ご本人又はその家族  ※1…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く） ※2…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂罪
対象要件	○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること ○申請者が申請時に松戸市内に居住していること ○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内 (申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く)
利用対象外	○市が実施する犯罪被害者支援事業以外の制度により配食サービスを利用した場合 ○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合 ○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く） ○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合 ○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合 ○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと思われる場合

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

転居等費用

支援内容	転居等費用の助成
支援概要	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居又は家屋の汚損等の復旧に要する費用を助成します。
助成金額等	○一の犯罪被害につき、1回のみ ○20万円を上限
対象者	<p>犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと犯罪被害者等<sup>(※1)</sup>で、下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪<sup>(※2)</sup>により亡くなられた方のご遺族で、亡くなられた方と同居していた方</li> <li>○犯罪<sup>(※2)</sup>により重傷病を負った犯罪被害者ご本人又は同居していた家族</li> <li>○性犯罪等<sup>(※3)</sup>の被害を受けた犯罪被害者ご本人又は同居していた家族</li> <li>○放火の犯罪被害によって、従前の住居に居住することが困難となった方</li> </ul> <p>※1…住居が犯罪現場になり精神的に居住が困難になった、再被害を受けるおそれがある等、客観的に居住が困難である状況</p> <p>※2…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く）</p> <p>※3…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、不同意わいせつ、監護者わいせつ、不同意わいせつ等致傷及びこれらの未遂罪</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること</li> <li>○申請者が申請時に松戸市内に居住していること</li> <li>○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること</li> <li>○引越事業者、不動産事業者等の業者に支払った費用であること</li> </ul>
申請期限	<p>犯罪が行われた日から1年以内 (申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く)</p>
利用対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合</li> <li>○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く）</li> <li>○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合</li> <li>○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合</li> <li>○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと思われる場合</li> </ul>

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

家事保育等支援金

支援内容	家事保育等支援金の支給
支援概要	家事等費用の助成対象となる犯罪被害者等が、犯罪被害の状況又は家族の状況等により、家事等費用、一時保育・一時預かり費用、配食サービス費用の助成を希望しない場合、家事保育等支援金を支給します。
支援金額等	○一の犯罪被害につき、1回のみ ○5万円
対象者	○犯罪 <sup>(※1)</sup> により亡くなられた方のご遺族 ○犯罪 <sup>(※1)</sup> により重傷病を負った犯罪被害者ご本人又はその家族 ○性犯罪 <sup>(※2)</sup> の被害を受けた犯罪被害者ご本人又はその家族  ※1…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く） ※2…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂罪
対象要件	○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること ○申請者が申請時に松戸市内に居住していること ○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること ○家事等費用、一時保育・一時預かり費用、配食サービス費用の助成をいずれも利用が困難な場合
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内 (申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く)
利用対象外	○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合 ○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く） ○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合 ○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合 ○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと思われる場合

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

無料法律相談

支援内容	無料法律相談の実施
支援概要	犯罪被害者等が直面する法律問題を円滑に解決するため、犯罪被害者支援に精通している弁護士による無料法律相談を松戸市役所で受けることができます。 (事前に日程調整が必要となります。)
回数等	一の犯罪被害につき、1回、最大2時間まで
対象者	○犯罪 <sup>(※1)</sup> により亡くなられた方のご遺族 ○犯罪 <sup>(※1)</sup> により被害を受けた被害者ご本人又はご家族 ※1…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯は除く)
対象要件	○犯罪被害により法的支援を必要としていること ○申請者が申請時に松戸市内に居住していること ○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内 (申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く)
利用対象外	○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合(当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く) ○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合 ○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合 ○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと思われる場合

松戸市犯罪被害者等支援 各支援の概要

裁判手続に係る旅費等支援

支援内容	裁判手続等に伴い発生した交通費の助成
支援概要	犯罪被害者等が当該犯罪被害に係る公判期日等に出席又は傍聴した場合若しくは捜査機関からの聴取等の呼び出しに応じた場合、その交通費を助成します。
支援金額等	○一の犯罪被害につき、1人当たり合計5万円を上限
対象者	○犯罪 <sup>(※1)</sup> により亡くなられた方のご遺族 ○犯罪 <sup>(※1)</sup> により重傷病を負った犯罪被害者ご本人又はその家族 ○性犯罪 <sup>(※2)</sup> の被害を受けた犯罪被害者ご本人又はその家族  ※1…人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯は除く） ※2…不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂罪
対象要件	○令和6年4月1日以降に発生した犯罪であること ○申請者が申請時に松戸市内に居住していること ○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること ○公判期日等に出席又は傍聴したこと及びそれに要した交通費等が確認できること
申請期限	犯罪が行われた日から1年以内 (申請期限内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合を除く)
利用対象外	○当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けている場合 ○被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く） ○当該犯罪を誘発する行為等、被害者又は申請者にも責めに帰すべき事情がある場合 ○被害者又は申請者が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合 ○その他被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないと思われる場合